島根原子力発電所における点検不備に係る調査報告書(中間)について

平成22年5月23日中国電力株式会社

本日のご説明内容

- 1. これまでの経緯
- 2. 点検不備のまとめ
- 3. 調査内容および調査結果(中間報告)
- 4. 主な問題点と再発防止対策(中間報告)
- 5. 最終報告へ向けた取り組み

1. これまでの経緯(1/2)

	H22年3月	4月	5月	6月以降
当社の対応		/ 73/30 点検不備(123機	となる。 となる。 となる。	= 幸た坦山
・国, 地元自治体 への報告	,		自主的な点検	
			4/30 国の報告指示 (中間)を提	に基づく調査報告書 出
	▼ 3/18 【 2	号機】定期検査	のため停止	▽ 6月初め 最終報告予定
国の対応	•	7 3/30 国から(▼ 4/19~	り報告指示 -20 国の立入:	检查
		.,		4 国の立入検査 (2回目)
島根県および松江市の対応			からの申し入れ 県・市合同の立	

1. これまでの経緯(2/2)

島根1号機 高圧注水系蒸気外側隔離弁の電動機取替の経緯

時期	事実関係
第26回定期検査 (H18.9~H19.4)	 当社が支給した電動機の仕様が誤っていたため、工事会社は電動機の取替えができなかった。(機器の健全性は確認) 工事会社の作成した工事報告書に、未取替が特記事項として記載されていなかったことから、当社は計画どおり取替が実施されたと考え、点検計画表の変更手続きをせず、点検計画表に「点検済み」と記録した。
第26回定期検査~ 第28回定期検査 (H21.3)	・メーカから「電動機を再製作した」との連絡を受け、当社は、 第26回定期検査において電動機が未取替であることを知り、第 28回定期検査で取替ることとした。
第28回定期検査 (H21.5~H21.10)	・メーカの電動機再製作にミスがあったため、再度、電動機の取 替ができなかった。(機器の健全性は確認)
第28回定期検査 以降 (H22.1)	 電動機の未取替について、発電所の「不適合管理検討会」へ報告し、電動機の健全性を確認した上で、期間を限定して継続的に使用する手続きを行なった。(点検不備の調査開始) H22. 4. 16に電動機の取替を行った。

2. 点検不備のまとめ(1/3)

<原子力発電所の保安活動>

保守管理業務

将来的な点検計画の策定, 点検工事の実施, 保守管理の継続的な改善, 他

運転管理業務

24時間体制での運転監視, 日常的な機能確認・巡視点検,他

燃料管理業務

燃料の検査、使用済み燃料の貯蔵、他

放射性廃棄物管理業務

放射性廃棄物(固体,液体,気体)の管理,他

放射線管理業務

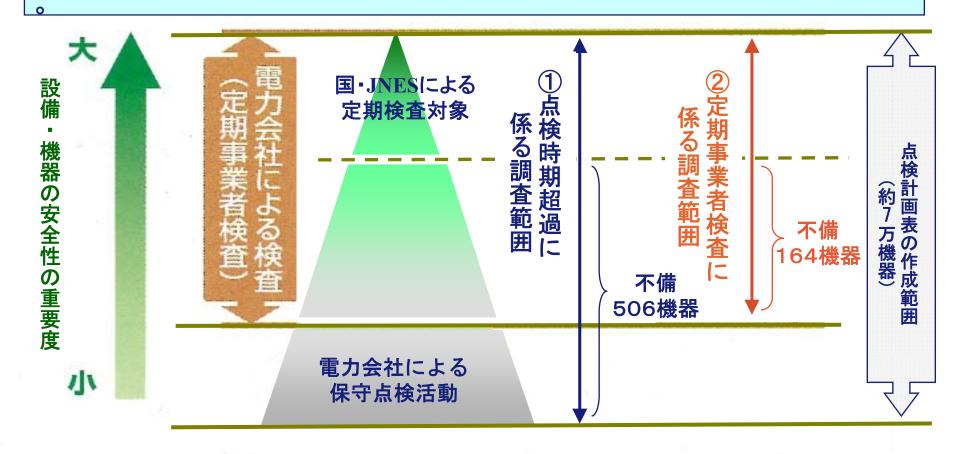
放射線管理区域の設定・管理、被ばく線量の管理、他

防災管理業務

原子力災害対策活動, 防災資機材の整備, 訓練, 他

2. 点検不備のまとめ(2/3)

点検計画表に記載されている約7万機器を対象に, 「①点検時期超過に係る調査」および「②定期事業者検査に係る調査」を実施



※JNES(ジェイネス):独立行政法人 原子力安全基盤機構

2. 点検不備のまとめ(3/3) 「点検計画表」とは

「点検計画表」とは、原子力発電所の各設備について、点検内容や点検時期(計画および実績)等を管理するもの。この計画表に基づき点検を計画、 実施する。

【点検計画表のイメージ】

凡例:〇···計画, ●···実施済, ×···点検不要

設備 機器名	继旦夕	点検	点検	点検	定期事業者検	定期検査回数						
	箇所	頻度	内容	査該当の有無	26	27	28	29	30	31	• • •	
設備	△△弁	A	13ヶ月	分解 点検	無			•	0	0	0	
		В	26ヶ月	動作確認	機能・性能 検査	•	×	•	×	0	×	

実績計画

3. 調査内容および調査結果(中間報告)

- (1) 国からの指示事項
- (2) 当社の調査体制
- (3)調査方法
- (4)調査結果
- (5) 点検時期超過機器の健全性評価

(1)国からの指示事項(3月30日受領)

〇経済産業大臣からの指示

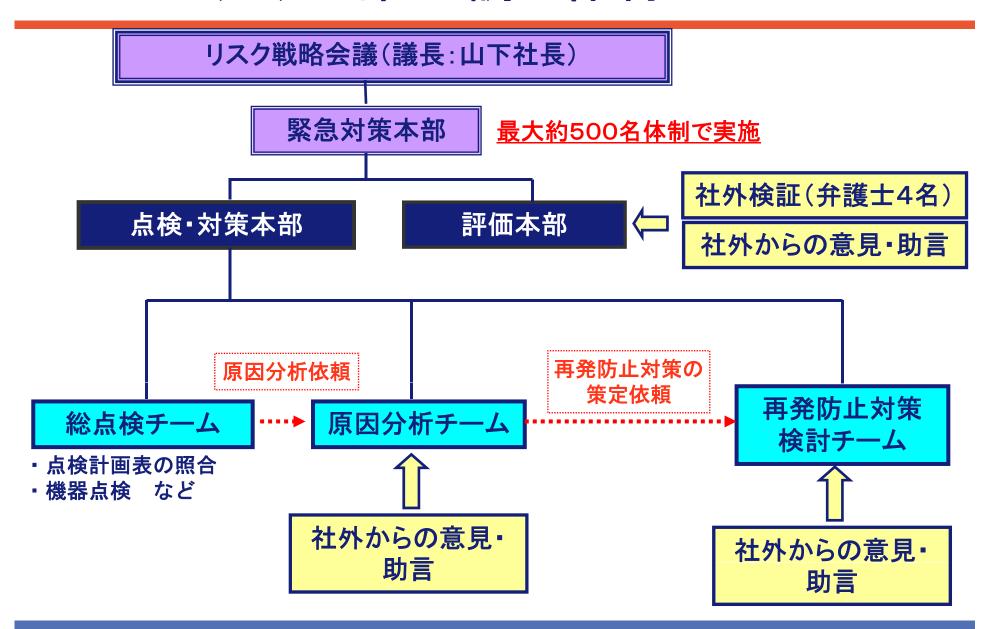
以下の内容について平成22年4月30日までに報告すること。

- ①今回の点検不備について,
 - 経緯, 事実関係の調査
 - 原因の究明および再発防止対策の検討を行い報告すること。
- ②島根 1, 2, 3 号機の保守管理ならびに、1, 2 号機の定期事業者検査の 実施状況について総点検を行い報告すること。

〇原子力安全・保安院長の指示

③島根 1,2号機の<u>点検が適切に実施されていなかった箇所を早急に点検</u>するとともに、健全性の評価を行い、その結果を報告すること。

(2) 当社の調査体制



(3)調査方法

①点検時期超過に係る調査

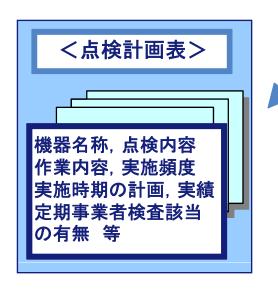
・点検方法:点検計画表と工事報告書の照合・点検対象:点検計画表にあるすべての機器

(1号機:約35,000機器, 2号機:約35,000機器)

②定期事業者検査に係る調査

・点検方法:点検計画表と定期事業者検査成績書の照合

点検対象:定期事業者検査に該当する検査項目







工事会社が点検結果に ついて記録し、当社に 提出する書類

定期事業者検査に該 当する部分について, 当社が検査結果を記 録したもの

(4)調査結果(1/5)

点検不備①:点検時期超過に係る調査結果 島根1,2号機において、当社が自ら定めた点検 時期を超過している機器が506機器あった。

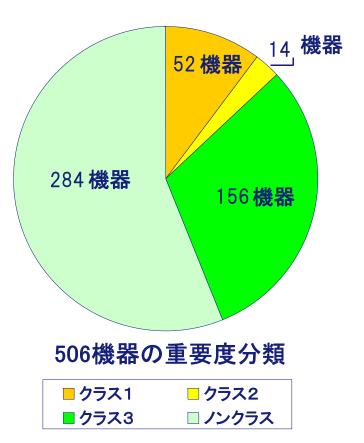
点検不備②:定期事業者検査に係る調査結果 島根1,2号機において、計画した時期に定期事業 者検査を実施していなかったものが164機器あっ た。(164機器は上記506機器と重複)

その他:点検計画表の実績の記載に誤りがあったが、点検時期の超過がないことを確認できたものが、島根1,2号機において1,159機器あった。

(4)調査結果(2/5) 点検不備①

点検時期を超過した機器: 1, 2号機 合計 506機器

大 クラス1 最高度の信頼性が求められる 52機器:高圧注水系蒸気外側隔離弁用電動機 他 高度の信頼性が求められる クラス2 機器の重要度 14機器:非常用ディーゼル発電機系 ディーゼル燃料 デイタンク入口弁 他 -般産業施設と同等以上の信頼性が求められる クラス3 156機器:変圧器消火装置制御盤 安全に関連しない機器 ノンクラス 284機器:洗濯廃液処理設備 小



(4)調査結果(2/5)機器種別分類

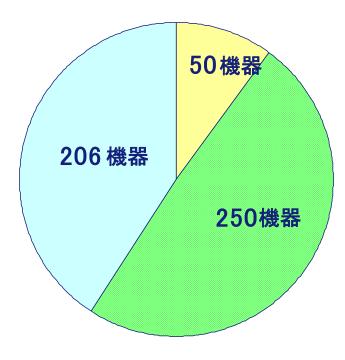
506機器の機器種別分類

	点検時期を超過した機器								
機器の	総数	内訳							
重要度		電動弁他	手動弁他	その他					
クラス1	5 2	1 6	20	1 6					
クラス 2	1 4	0	6	8					
クラス3	156	1 2	83	6 1					
ノンクラス	284	2 2	141	121					
合 計	506	5 0	250	206					



■ 手動弁他:運転中に操作をしない弁

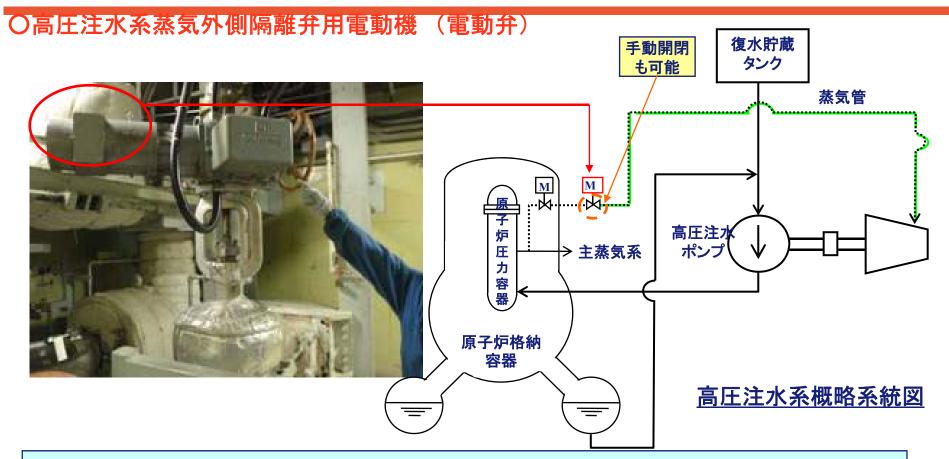
□ その他 : ヒューズ等



506機器の機器種別分類



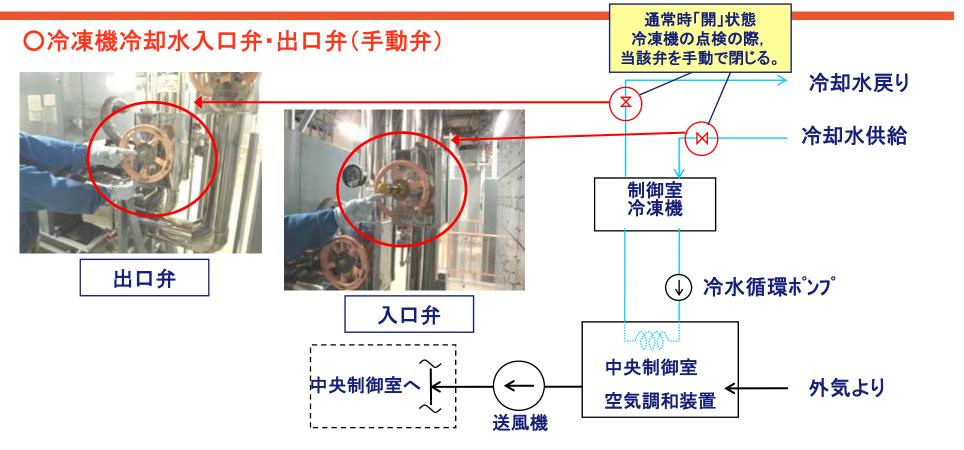
(4)調査結果(2/5)クラス1の例(電動弁)



高圧注水系とは・・・非常時に、原子炉内に水を送るための設備のひとつ。

当該隔離弁は、高圧注水系の起動の有無に係らず常時「開」状態であり、高圧注水系の蒸気管破断が発生すると、蒸気の供給を停止するため自動的に「閉」となる。 仮に当該弁が閉まらなくても、同様の機能を持つ原子炉格納容器内側の隔離弁が 閉まるように設計されている。

(4)調査結果(2/5) クラス1の例(手動弁)



制御建物空調換気系概略系統図

制御建物空調換気系とは・・・中央制御室等がある制御建物内の空調設備

当該入口弁・出口弁は、冷凍機の点検を実施する際、冷凍機への冷却水の供給を停止するために設置されている弁。通常は「開」状態にあり、冷凍機の点検時のみ、手動により弁を閉じる。

(4) 調査結果(2/5)クラス1の例(その他)

〇原子炉建物排気モニタ対数線量率計 (ヒューズ取替)





線量率計背面



ヒューズホルダーと ヒューズ

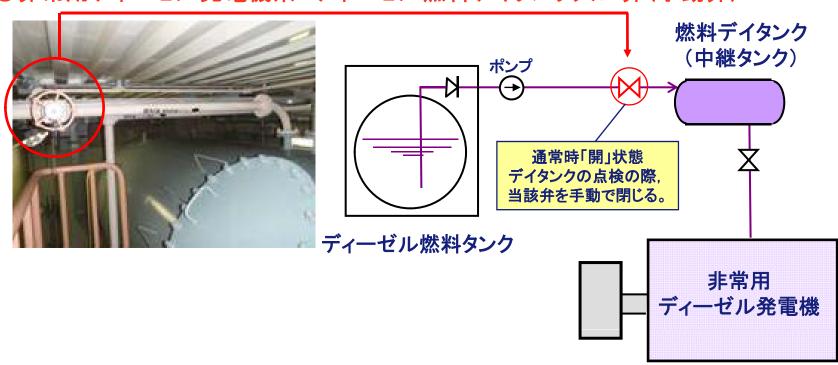


原子炉建物排気モニタ対数線量率計・・・原子炉建物から排出される空気中の放射線 の量を連続して計測する監視用装置。

当該ヒューズは、過電流から機器を保護する目的で設置されており、ヒューズが切れると警報を発報し運転員に知らせる。

(4)調査結果(2/5)クラス2の例(手動弁)

〇非常用ディーゼル発電機系 ディーゼル燃料デイタンク入口弁(手動弁)

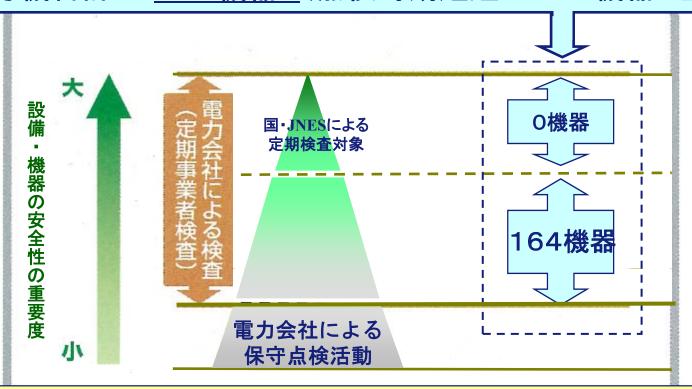


非常用ディーゼル発電機とは・・・異常により、発電所内への電力供給が停止した場合に起動し、必要な電力を供給するための設備。

当該入口弁は、デイタンクの点検を実施する際、デイタンクへの燃料の供給を停止する ために設置されている弁。通常は「開」状態にあり、デイタンクの点検時のみ、手動により 弁を閉じる。

(4)調査結果(3/5) 点検不備②

計画した時期に定期事業者検査を実施していなかったもの 1,2号機合計 164機器 (点検時期超過の506機器と重複)



〇定期事業者検査とは

<u>法律で規定する設備</u>が、技術的な基準を満たしているかどうか、<u>事業者が</u>定期的に確認する検査。 その中で、<u>特に重要な設備</u>については、「<u>定期検査</u>」として<u>国・JNESが</u>当社の<u>検査に立会</u>または、 その<u>検査記録の確認</u>を行う。

//ONEO//エーエク/・四エーリ数/// // かーノ/スエ空皿//

(4)調査結果(4/5) その他

点検計画表の実績の記載に誤りがあったが、 点検時期の超過がないことを確認できたもの 正しい時期に点検は実施されていたが、 実績の記載箇所が誤っていた。 (点検時期の超過はない)

〇1. 2号機 合計 1, 159機器

<例>□は誤った実績が記入された箇所。

点検が実施されていなかった。 (点検時期の超過はない)

【点検計画表のイメージ】 凡例:○…計画, ●···実施济,×···点検本要

設備機器名	144 DD & -	点検 箇所	点検頻度				定検回数					
	機器名 				25	26	27	28	29	30	31	
□□設備	△△弁	Α	13ヶ月						0	0	0	
		В	39ヶ月	•••	誤:× 正:●	誤:● 正:×	×	•	×	×	0	
					ш.				-			
		С	65ヶ月		×	•	×	誤: ● 正: ×	×	×	0	
実績							\	計	画			

(4)調査結果(5/5)

保守管理が適切に行われているかを確認

1号機

2号機

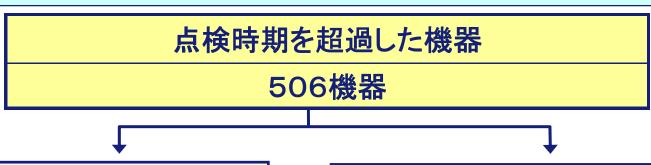
〇 保守管理が社内ルールに基づき, 適切に行われているか,各手順に ついて確認中。

3号機

〇建設工事中の保守管理が社内 ルールに基づき, 適切に行われてい ることを確認済。

(5) 点検時期超過機器の健全性評価

- ・4月28日までに、点検時期超過機器について異常がないことを確認した。
- ・この他、日々の運転管理業務として、24時間体制での運転監視、 日常的な機能確認や1日2回の巡視点検等を行っている。



19機器

「点検計画表」に記載されている方法で点検を実施し、<u>健全性を確認</u>。

4月16日に島根1号機の高圧注水系 蒸気外側隔離弁用電動機を取り替 えた。

487機器

外観点検,動作確認等の代替点検,巡視点検を実施し,<u>異常のないことを確認</u>。



今後,これらの機器について,準備が整い次第「点検計画表」に記載されている方法で点検を実施。

4. 主な問題点と再発防止対策(中間報告)

- (1) 主な問題点(直接的な原因)
 - ①「点検計画表」制定時の問題点
 - ② 点検実施時における問題点
 - ②-1 点検工事発注時の問題
 - ②-2 交換部品発注時の問題点
 - ③ 点検実績反映時の問題点
- (2) 直接的な原因に対する再発防止対策

(注:根本的な原因については引続き調査中)

問題点① 「点検計画表」制定時の問題点

- 「点検計画表」へ移行・追加する作業で転記ミス等が発生、チェックも不十分だった。
- ・追加したものは、過去の点検実績や点検方法等のデータが不十分なまま作成していた。(溶接構造の弁を分解点検と記載等)

【以前】

①「点検周期リスト」

「リスト記載の点検⁾ 周期,点検内容等 により点検を実施

②「点検周期リスト」 に記載されていない機器

巡視等により、機 器の状況を監視し ながら必要に応じ 点検を実施

移行

追加

「点検計画表」

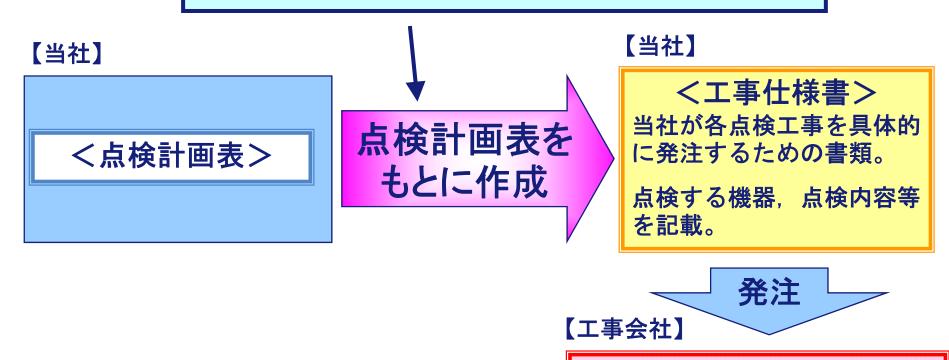
計画表記載の点検周期, 点検内容等により点検 を実施

【制定以降】

1号: H18. 4制定 2号: H17. 10制定

問題点②-1 点検工事発注時の問題点

点検計画表どおりに工事を発注しなかった。 (点検項目の見落としや点検周期リストの使用)



<点検の実施>

工事仕様書に本来実施すべき点 検が記載されていないため,点 検不備が発生。

問題点②-2 交換部品発注時の問題点

- ・点検工事に必要な交換部品を、調達部品リストから購入仕様書(購入品明細)に転記する際に見落とした。
- •交換部品に関する図書がなく、部品の調達ができず点検を中止した等。

【当社】



【当社】

<購入仕様書>

当社が機器や部品を購入する際、具体的に発注するための書類

発注 納品

【当社】

問題点③ 点検実績反映時の問題点

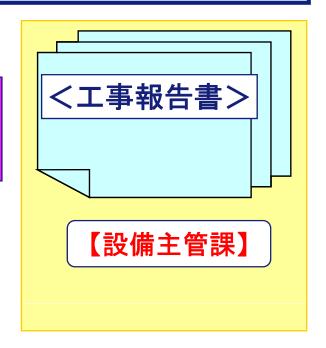
設備主管課は、点検が計画どおり実施できなかった場合には、管理主管課へ連絡するルールであったが連絡しなかった。

(管理主管課では、連絡がない場合、計画どおりに点検が行なわれたものとして 実績を記入するルールであった。)

<点検計画表> (点検実績の反映)

【管理主管課】

点検実績連絡



H22.3.27から点検実績を全て連絡するように変更済

(2) 直接的な原因に対する再発防止対策

①「点検計画表」制定時の問題点



- 「点検計画表」追加・変更時の点検内容妥当性確認を充実するよう手順を改善・明確化する。
- 「点検計画表」を見やすくする。

②点検実施時における問題点



- ■「点検計画表」に基づいた点検工事を確実に実施するため、工事仕様書の作成等に関する手順を改善・明確化する。
- 部品仕様に関する図書の管理責任者を明確にし、 更新管理を行い、継続的にメンテナンスを行う仕組み を作る。

③点検実績反映 時 の問題点



■ 「点検計画表」への点検実績反映は , 設備主管課から管理主管課へ連絡しないと, 反映されない仕組みに変更した。

直接的な原因に対する再発防止対策:7月末完了予定

(注:根本的な原因については引続き調査中)

5. 最終報告へ向けた取り組み

最終報告時期:6月初め

<取組内容>

- 根本的な原因分析により、組織・風土まで踏み 込んだ抜本的な再発防止対策を策定。
- 〇 残存する工事報告書を確認し点検計画表に反映。
- 〇 保守管理が社内ルールに基づき実施されている か確認。

なお, 点検時期を超過した機器については, 引き続き, 点検計画表に記載されている方法で点検を実施する。